

地域建設業経営強化融資制度の活用について

建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、経済対策として平成 20 年 11 月 4 日に創設された「地域建設業経営強化融資制度」の導入要請が、平成 21 年 4 月 3 日付で国から京都府を通じてありました。

京都府においては、平成 21 年 1 月 27 日から本制度を利用することが可能となっており、本市においても、工事を受注した業者の資金確保の円滑化を図るため、平成 21 年 6 月 8 日より本制度の利用を可能としています。

1 制度の概要

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が「地域建設業経営強化融資制度」による融資を希望される場合、本市から債権譲渡の承諾を得たうえで、工事請負代金債権を担保に債権譲渡先又は金融機関から以下の融資を受けられる制度です。

出来高部分	財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
未完成部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資

2 対象となる建設業者

本市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者（原則として資本金 20 億円以下又は従業員数 1500 人以下の業者）

3 対象となる工事

本市が発注する工事で、出来高が 2 分の 1 以上の工事。ただし、低入札による工事、複数年度にわたる工事で最終年度でない工事等を除く。

4 手続の流れ

- ① 受注者から本市に対して債権譲渡の申請を行い、承諾を得る。
- ② 受注者は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡
- ③ 債権譲渡先は、財団法人建設業振興基金の保証により受注者に対して出来高の範囲内で融資
- ④ 未完成部分については、金融機関が保証事業会社の保証により受注者に融資
- ⑤ 工事完成後、本市は工事請負代金を債権譲渡先に支払い、債権譲渡先は融資額を精算した上で、受注者に残金を返還

5 実施時期

平成 21 年 6 月 8 日から実施

6 相談窓口

問合せ内容等	窓口
制度の手続き	<ul style="list-style-type: none">・西日本建設業保証株式会社 京都支店 (電話 075-222-0221)・株式会社建設総合サービス (電話 06-6543-2848)・その他本制度を実施している事業協同組合等 又は一定の民間事業者
債権譲渡の承諾に係る 手続きの概要	<ul style="list-style-type: none">・福知山市財務部契約監理課 (電話 0773-24-7043)

※ 債権譲渡を申請しようとする工事の前払保証会社が東日本建設業保証株式会社の場合には、東日本建設業保証株式会社大阪支店までお問い合わせください。